

枚方市地域空き家活用補助制度の創設について

住宅まちづくり課

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では、令和3年度（2021年度）に「第2次枚方市空家等対策計画」及び、それに基づく「実行計画」を策定し空き家対策に取り組んでいるところです。現在、具体化に向けた取り組みの一環として、協力していただける地域コミュニティと意見交換を実施し、市と地域とが連携し空き家の有効活用に向けたモデル事業の実施を検討するなか、空き家を一部リフォームすることで地域活動の場として活用する提案がなされているところです。

空き家を活用した地域課題の解決に資する内容であることから、本市としては、課題となるリフォーム費用の負担軽減を図るため「枚方市地域空き家活用補助制度」を創設するものです。なお、これにより、国の社会資本整備総合交付金の対象となる「空き家再生等推進事業」を活用することが可能となります。

2. 内容

【補助事業の要件】

空き家を活用して地域の活性化及び地域課題の解消に取り組むに際し必要となる改修工事

【補助金交付の対象者】

空き家を所有する個人、またはその個人の同意を得て活用する市民団体及び非営利活動法人

【空き家再生等推進事業（活用事業タイプ）】

「資料」参照

3. 実施時期等

令和4年（2022年）	8月	建設環境委員協議会へ報告
	9月	定例会議会へ補正予算案の提出 枚方市地域空き家活用補助金交付要綱の策定
	10月	運用開始

4. 総合計画等における根拠・位置付け

① 第5次枚方市総合計画

基本目標 安全で、利便性の高いまち
施策目標5 快適で暮らしやすい環境を備えたまち



② 第2次枚方市空家等対策計画

基本方針② 空家等・空き地等の活用
施策の方向性 空家等・空き地等の活用の仕組みづくり

③ 第2次枚方市空家等対策実行計画（第I期）

施策の方向性 (2-1) 空家等・空き地等の情報の集約
(2-2) 空家等・空き地等の活用の仕組みづくり
施策の内容 (2-1-3) 地域ごとの空家等・空き地等の動向の把握と課題の抽出
(2-2-2) 国等との取り組みの連携の検討

5. 関係法令・条例等

空家等対策の推進に関する特別措置法
枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 1, 500千円

支出内訳 市民団体等に対する補助金 1, 500千円

《財 源》 国支出金: 750千円 一般財源: 750千円

《今後発生するコスト（ランニングコスト等）》 なし

空き家再生等推進事業 【活用事業タイプ】（社会資本整備総合交付金等の基幹事業）

社会資本整備総合交付金
及び防災・安全交付金の内数

居住環境の整備改善を図るため、空き家住宅又は空き建築物の活用を行う。

対象地域

- 空家等対策計画※1に定められた空家等に関する対策の対象地区
- 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域
- 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画※2又は都市再生整備計画※3に定められた区域（居住誘導区域※4を定めた場合はその区域内に限る。）

対象施設

- 本事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない空き家住宅又は空き建築物

※ 民間企業等又は個人に補助する場合は、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものに限る

- ※1 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画
- ※2 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に規定する地域住宅計画
- ※3 都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画
- ※4 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域



【奈良県五條市】
町家を滞在体験施設として活用



【広島県庄原市】
長屋住宅を交流・展示施設として活用

事業内容

- 空き家住宅及び空き建築物を、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資する滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用途に供するため、当該住宅等の取得（用地費を除く。）、移転、増築、改築等を行う

助成対象費用

- **空き家住宅・空き建築物の改修等に要する費用**
空き家住宅等を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するため行う住宅等の取得（用地費を除く。）、移転、増築、改築等
- **空き家住宅・空き建築物の所有者の特定に要する費用**
所有者の特定のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等
- **空家等対策計画の策定等に必要空き家住宅等の実態把握に要する費用**

事業主体	地方公共団体	民間(例)※5※6							
負担割合 (<input type="checkbox"/> が交付対象限度額)	<table border="1"> <tr> <td>国費</td> <td rowspan="2">1/2</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体</td> </tr> </table>	国費	1/2	地方公共団体	<table border="1"> <tr> <td>国費</td> <td rowspan="3">1/3</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体</td> </tr> <tr> <td>民間</td> </tr> </table>	国費	1/3	地方公共団体	民間
国費	1/2								
地方公共団体									
国費	1/3								
地方公共団体									
民間									

※5 要する費用に2/3を乗じた額と地方公共団体が交付する補助金の額のうちのいずれか少ない額
 ※6 国費は、地方公共団体補助の1/2